

町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 3 1 日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（種別割の税率） 第６９条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）原動機付自転車 ア 総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額２，０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え０．０９リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が０．６キロワットを超え０．８キロワット以下のもの 年額２，０００円 <u>ウ</u> ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額２，０００円 <u>エ</u> ２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの 年額２，４００円 <u>オ</u> 略 （２）・（３）略 （種別割の減免） 第７５条 略 ２ 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限内に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	（種別割の税率） 第６９条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）原動機付自転車 ア 総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額２，０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え０．０９リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワットを超え０．８キロワット以下のもの 年額２，０００円 <u>ウ</u> ２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの 年額２，４００円 <u>エ</u> 略 （２）・（３）略 （種別割の減免） 第７５条 略 ２ 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限内に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第69条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6) ～ (8) 略

3 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2～15 略

16 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

20・21 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

(1) ～ (4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) ～ (8) 略

3 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2～15 略

16 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

20・21 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2～13 略

1 5 略

1 6 略

1 4 略

1 5 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第8条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、固定資産税の賦課徴収に関し市長が必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第62条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定

被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

（１）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

（２）特定被災共用土地の所在、地番、地目、地積及び用途

（３）特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途

（４）各特定被災共用土地納税義務者の住所、氏名及び当該特定被災共用土地に係る持分の割合

（５）法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第8条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げ

る事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、固定資産税の賦課徴収に関し市長が必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第62条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第8条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被

号又は法人番号

- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目、地積及び用途

- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途

- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所、氏名及び当該特定被災共用土地に係る持分の割合

- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第8条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被

災住宅用地の上に令和２年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 略

２ 法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和７年度分及び令和８年度分の固定資産税については、第６２条の規定は適用しない。

３ 法附則第１６条の２第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第１６条の２第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途

(4) 略

(5) 法附則第１６条の２第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４ 法附則第１６条の２第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」とい

災住宅用地の上に令和２年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の４第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 略

２ 法附則第１６条の４第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第６２条の規定は適用しない。

３ 法附則第１６条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第１６条の４第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途

(4) 略

(5) 法附則第１６条の４第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４ 法附則第１６条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」とい

う。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第17条 略

2～12 略

(読替規定)

13 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

14 略

う。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第17条 略

2～12

(読替規定)

13 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

14 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町田市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 改正後の第69条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の

年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。